

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 北陸電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 野村正也
(コード番号 6989 東証第1部)
問合せ先 取締役財務部長 野村 哲
(TEL . 076 - 467 - 1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします、

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- 会社法第 939 条第 3 項の規定に従い、インターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告制度を採用することで公告掲載費用の削減が可能となります。つきましては、わが国におけるインターネット利用の一般化も勘案して、公告の方法を電子公告とするため、第 4 条(公告方法)を変更するものであります。
- 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条(取締役会の設置)第 31 条(監査役および監査役会の設置)および第 6 章 会計監査人を新設するものであります。
- 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- 会社法施行規則第 94 条、第 133 条および会社計算規則第 161 条の規定に従い株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことを可能とするため、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- 会社法施行規則第 63 条第 5 項の規定に従い株主総会における代理人による議決権の行使について代理人の数を明確にするため現行第 15 条を変更するものであります。
- 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- 取締役会規則および監査役会規則の位置付けを明確にするため、第 29 条、第 39 条を新設するものであります。
- 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。
- 上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。
- (2) 当社は、平成 8 年に取締役 13 名であり、その後、順次減員しており、平成 18 年現在取締役は 8 名となっております。経営の監督と執行の体制が定着したことから、取締役の員数を 15 名以内から 12 名以内とするため現行第 17 条(取締役の員数)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は北陸電気工業株式会社と称する。	(商号) 第 1 条 当社は、北陸電気工業株式会社と称する。
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(本店の所在地) 第 3 条 当社は富山県富山市に本店を置き、便宜の場所に支社、営業所並びに工場を設けることができる。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、富山県富山市に本店を置き、便宜の場所に支社、営業所並びに工場を設けることができる。
(公告方法) 第 4 条 当社の公告は東京都内に於いて発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>2.やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 2 億 5,000 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2 億 5,000 万株とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株とする。</u>
(単元未満株券の不発行) 第 8 条 <u>当社は 1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u>	(単元未満株券の不発行) 第 8 条 <u>2 項に移項)</u>
(新 設)	(株券の発行)
(新 設)	第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2.前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
(名義書換代理人) 第 9 条 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。	(単元未満株主の権利) 第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
2.名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。	(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
3.当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わないものとする。</u>	2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、 <u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きは取締役会で定める株式取扱規則による。</u>	3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u>
(基準日) 第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主および実質株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	(株式取扱規則) 第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
2.前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により <u>予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u> <u>ことができる。</u>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集及び招集地)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2.前項の定時株主総会に出席し、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p> <p>3.株主総会の招集は本店の所在地、又は富山市内及び東京都各区内において開催することができる。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2.取締役社長事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主および実質株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2.商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p style="text-align: center;">(第14条 第17条に変更)並び替え</p> <p>(決議権の代理行使)</p> <p>第15条 株主および実質株主または法定代理人は、当会社の他の議決権を有する株主および実質株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合には代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(第15条 第16条に変更)並び替え</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載または記録して、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2.取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のとき満了する。</p> <p>2.補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間による。</p> <p>(取締役の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2.取締役会長事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(第20条 第24条に変更)並び替え</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2.株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3.取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (同 左)</p> <p>2. (同 左)</p>
--	---

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発しなければならない。但し取締役および監査役全員の同意のあるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(第21条 第25条に変更)並び替え

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその取締役の過半数によってこれを決する。

(第22条 第26条に変更)並び替え

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(第23・24条 第23条に変更)並び替え

(代表取締役)

第24条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。

2.取締役会は、その決議をもって会社を代表する取締役を選任することができる。

(第23・24条 第23条に変更)並び替え

(新 設)

(取締役の報酬)

第25条 取締役の報酬は、株主総会に於いてこれを定める。

(第25条 第30条に変更)並び替え

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録して、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(第26条 第28条に変更)並び替え

(新 設)

第5章 監査役および監査役会

(新 設)

(監査役の数)

第27条 当会社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任方法)

第28条

監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のとき満了する。

2.補欠によって選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集は各監査役に対して会日の3日前までに、その通知を発しなければならない。但し監査役全員の同意のあるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(第30条 第36条に変更)並び替え

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(第31条 第37条に変更)並び替え

(常勤監査役)

第32条 監査役は、その互選により常勤監査役1名以上を置く。

(第32条 第35条に変更)並び替え

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは招集手続きを省略できる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3.取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役全員の同意があるときは招集手続きを省略できる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

<p>(監査役の報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。 (第33条 第40条に変更)並び替え (監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録して出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (第34条 第38条に変更)並び替え (新設)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第41条 当社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算 (営業年度) 第35条 当社の営業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月末日までとする。 (配当金ならびに中間配当) 第36条 株主配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主、質権者又は信託の受託者にこれを支払う。 2. 取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主、質権者又は信託の受託者に対し商法第293条の5に定める金銭の分配(以下中間配当金という)を行うことができる。 3. 配当金、中間配当金が、支払確定の日から満3年以内に受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。 (第36条 46条、47条、48条に分ける) (新設) (新設)</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。 2. (第47条に移項) 3. (第48条に移項)</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以上